

生徒指導

I 指導のポイント

1 はじめに

震災から4年が経過しましたが、石巻地区においては、児童生徒を取り巻く環境も複雑化しており、ストレスによる心の問題の増加も懸念されるところです。また、不登校やいじめ、暴力行為等の事案も多く報告されており、児童生徒の問題行動等については、全力で取り組む必要があります。

2 指導体制の強化

問題行動の中には、教職員一人だけでは解決に導くことが困難な場合が多く見られます。児童生徒本人や保護者から相談を受けたときには、話をしっかりと聞く姿勢をもち、一人では判断せずに、必ず管理職に相談し、生徒指導主事・主任や養護教諭、スクールカウンセラー等の意見を踏まえて対応することが、解決には必要なことです。一人での抱え込みにより、問題行動が悪化し、解決が長期間に渡ってしまった等の事案も少なくないことから、チームとしての指導体制の強化を図ることが大切です。

3 未然防止

いじめ、暴力行為などの問題行動は、いつ、どのような状況で起こるかが予測しにくいものです。未然防止の視点で、問題行動の発生をどう防ぐのか、問題行動が起こったときにどのように対応するのかなどの危機意識をもった取組が大切です。「社会で許されない行為は、児童生徒でも許されない」といった基本的な指導方針の下、教職員一人一人が、危機意識をもち、気になることを確実に伝え合うようにすることが重要です。

また、中学校での問題行動の原因を探ると、小学校段階でその予兆が見られることがあります。喫煙、飲酒、万引き、暴力行為などは小学校高学年から始まっていた事案もあります。「見て見ぬ振りをする」「小学生だからまあいいではないか」と安易に考えず、発達の段階に応じた適切な指導と、小学校と中学校間での情報の引継ぎや連携した取組が大切です。

4 指導のポイント

平成26年度石巻地区の状況を踏まえ、以下の点について留意し指導願います。

(1) 心のケア

- ① 地震や大雨などに恐怖や不安を感じ、ストレス症状を現す児童生徒もいることから、健康観察を徹底し、ストレス症状の早期発見に努め、適切な支援を行う。
- ② 学級や学年集団等での自己有用感を味わわせるような活動や心を癒すような活動を意図的・意識的に行い、身近な人の支えや人とつながっていることを実感させる。
- ③ 被災した児童生徒が転出先の学校になじめず不登校に至る事案も報告されていることから、児童生徒の転出入に当たっては、学校間での引継ぎと、保護者を交えた配慮事項の確認を行う。

(2) 不登校 詳細は、P. 33「II 不登校対応」参照のこと

- ① 未然防止に向け、児童生徒のよいところをほめたり、児童生徒が活躍する場を設定したりするなど、自己有用感を育む活動の充実を図る。
- ② 不登校児童生徒とは、全教職員でかわりを持ち続ける。

- ③ 担任を中心に、欠席の状況に応じて電話連絡や家庭訪問を行い、学校の様子を伝えたり、児童生徒の生活や学習の状況を把握したりする。
- ④ 不登校担当教員を中心とするチームを編成し、児童生徒を取り巻く環境も含めて根本的原因を探り、支援する。
- ⑤ 不登校児童生徒に全教職員で対応するために、会議等での周知、対応記録の供覧、引継ぎ等、教職員間で共通理解を図る。

(3) いじめ

- ① アンケート調査だけでなく、児童生徒の様子を観察したり、いじめられているのではないかという情報にも耳を傾けたりすること等、いじめの兆候をいち早く察知し、適切な指導を行う。
- ② いじめに関する情報を受けた場合は、いじめられている児童生徒に寄り添い、対応する。
- ③ 担任一人に任せず、チームで対応する。
- ④ いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、体験学習等を通じて、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進める。

(4) 暴力行為

- ① 口げんかやからかいなどが原因で暴力行為に発展した事案も多いことから、相手を思いやる適切なコミュニケーションの取り方について、根気強く指導する。
- ② 暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に置きつつ、毅然とした姿勢で加害児童生徒への指導に臨み、全ての児童生徒が学校生活によりよく適応し、充実した学校生活を築けるようにする。
- ③ 加害児童生徒の中には、相手の気持ちが分からない、自分の思いを伝えられない、自分の感情を抑えられないなどの課題を抱える場合が多く見られることから、学校のみならず保護者や関係機関、地域と連携して情報の共有や指導を行うなど、校内体制の強化に努める。

(5) 授業妨害、授業抜け出し

- ① 「授業を大切にする」という姿勢を貫き、児童生徒が安心して授業に取り組めるよう、教員の役割分担を明確にするなど、組織的に対応する。
- ② 同じ児童生徒が繰り返す事案も多いことから、教員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を築き、一人一人の居場所がある温かな学級づくりに努める。
- ③ 分かる授業づくりに努めるとともに、学びの基礎となる学習規律を確立する。

(6) 携帯・PCトラブル

- ① 友達を中傷するような掲示板への書き込みや動画掲載など、いじめにつながる事案も報告されていることから、携帯電話やスマートフォン等の適切な使い方について指導する。
- ② 保護者に対しても、携帯・PCトラブルの実態を知らせ、適切な使い方について啓発する。
- ③ インターネットを使う上で、どのように振る舞えば、ネットの先の相手に迷惑をかけないか、不快な気分させないかなど、日常生活におけるモラルと同じように考えさせる。

(7) 学校管理下・管理下外のけが

- ① 昼休みや部活動での事案だけでなく、授業中の事案もあることから、使用する施設、器具等についての安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底する。
- ② 火気、薬品、刃物等の危険物については、児童生徒が自由に使用できないように厳重に管理する。
- ③ 救急車で搬送されるけがも報告されていることから、万が一に備え、救命処置や応急手当、保護者や関係機関への連絡など迅速な対応ができるよう、校内体制を整備する。

Ⅱ 不登校対応

1 不登校の現状

(1) 本県における不登校児童生徒数及び出現率の推移

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」より

		平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
小学校	県不登校児童数	490人	449人	431人	417人	400人
	県出現率	0.40	0.36	0.34	0.32	0.31
	全国出現率	0.36	0.31	0.33	0.32	0.32
中学校	県不登校生徒数	2070人	2017人	1914人	1991人	2022人
	県出現率	3.17	3.08	2.92	3.02	3.02
	全国出現率	2.69	2.56	2.64	2.73	2.77

※1「不登校児童生徒」とは、不登校を理由とし、年間欠席累計が30日以上の子供生徒を示す。不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくても出来ない状況にあること。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。

※2「出現率」とは、児童生徒100人当たりの不登校児童生徒数を表したものの。

- ① 平成25年度の宮城県小学校、中学校の不登校児童生徒数は、前年度より増加しており、出現率も全国の値より高くなっています。
- ② 石巻地区小学校・中学校の不登校児童生徒数は、以下のような傾向が見られます。
 - ・ 平成25年度は、前年度より減少しているものの、出現率は県の値より高くなっています。
 - ・ 平成26年度（平成27年2月現在）の不登校児童生徒数は、前年度同時期に比べやや減少しています。

(2) 不登校になった主なきっかけ

※「平成25年度における不登校児童生徒の追跡調査（宮城県教育委員会）」より

- ① 小学校は、親子関係をめぐる問題、無気力、家庭環境の急激な変化など、家庭生活に関わる要因の割合が高い傾向が見られます。
- ② 中学校は、無気力、友人関係をめぐる問題、学業不振など、生徒自身に関わる要因の割合が高い傾向が見られます。

- ・ 児童生徒のよいところをほめたり，児童生徒が活躍する場を設定したりするなど，自己有用感を育む活動の充実を図り，魅力ある学校づくりに努めることが大切です。
- ・ 友人関係をめぐる問題の解決に当たっては，関係する児童生徒に加え，学級や学年集団への指導も必要です。
- ・ 家庭生活にかかわる課題の解決に当たっては，スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して対応することが効果的です。

2 不登校についての理解

(1) 背景や要因

不登校は，特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるのではなく，どの児童生徒にも起こり得ることとしてとらえ，理解を深めることが必要です。不登校は，個々の児童生徒によって実態は多様であり，また要因や背景も一つに特定できないこともあります。学業不振，友人関係，教職員との信頼関係，部活動への不適応，入学・転入学・進級時の不適応の問題が多く見られます。

①心理環境的要因が背後にあるもの

親子関係や家庭の人間関係の不安定さ，教員との人間関係や学級内でのいじめなど心理的原因と，家庭環境の急激な変化など環境的原因があります。心理環境的原因は行動観察，家庭状況の把握，親子関係や兄弟姉妹関係の把握，生育歴の検討などによって調べることができます。

②発達障害的要因が背後にあるもの

発達障害的原因とは，発達の未熟さや知的な障害，学習障害（LD），注意欠陥多動性障害（ADHD），高機能自閉症といった発達障害が背景にある場合です。また両者を合わせ有する（発達障害の二次障害として心理的問題が出現するケースが多い）場合もあります。発達障害の原因は，まず医師の診断を得ることが大事ですが，具体的な発達状況は知能検査や発達検査によって調べます。

③心理環境的要因と発達障害的要因が交じり合ったもの

(2) 解決に向けた取組

不登校の問題を解決するためには，ケース会議等を開き，児童生徒の不登校の状態だけでなく，児童生徒を取り巻く環境も含めて背景・原因について見立てること，解決に向けた目標設定と具体的な手だてを考えることが大切です。

クラスに苦手な子がいる，勉強がついていけない，クラスメイトや先生に〇〇と言われた等の，児童生徒が話す学校に行けない理由は，あくまでも「きっかけ」であり，不登校になった根本的な原因でないこともあります。不登校の根本的原因を探ることが，解決のために必

要です。なお、ケース会議は、不登校対応担当者を中心に、校長、教頭、生徒指導主事・主任、学年主任、学級担任、養護教諭、不登校対応相談員、スクールカウンセラー等、学校の実情に応じて構成員を決めます。

ケース会議等の流れ（例）

（１）学級担任からの状況報告

（２）協議

①事例を明らかにする

・質問　・さらに詳しく知りたい点　・不明な点やあいまいな点等の確認

②事例の理解を深める

・問題発生の要因　・学校における問題　・家族・家庭における問題

・生育歴における問題　・発達障害上の問題　・病理等の確認

③指導・支援について話し合う

・参加者からの具体的な手だての提案　・役割分担等

④話し合いを整理する

・支援策の確認　・助言　・学級担任の意見　・守秘義務の確認等

3 不登校への対応 「不登校への対応の在り方について（宮城県教育委員会）」等より

（１）魅力ある学校づくり

不登校の未然防止に向け、「魅力的な学校づくり」を進めること

①温かな学級づくり

一人一人の居場所がある温かな学級をつくる。

②児童生徒同士や教員と児童生徒の絆づくり

一人一人の児童生徒の心を認め合う取組の推進と、教員と児童生徒の信頼関係の構築を図る。

③分かる授業づくり

きめ細かい教科指導の充実や学ぶ意欲を育む指導の充実を図る。

④小・中学校の連携

小学校と中学校による情報交換と交流活動を積極的に行う。

⑤家庭との連携

家庭との連携を密にし、学校と家庭が一体となって不登校の未然防止に努める。

（２）不登校を生まない取組

不登校は、休み始める前の予見と、休み始めたときの対応が重要

①基本的情報の収集：過去の欠席、遅刻、早退の状況から、配慮すべき児童生徒を把握し、学級編制や学級開き等について留意します。

中学校に入学する児童については、年間15日以上欠席のあった児童についても把握することが大切です（小学校で15日以上欠席のあった児童の中には、中学校において不登校になることが多いという傾向が見られるため）。

②早期対応：不登校は、休み始めたときの対応が重要です。病気欠席の中にも、不登校の兆候が隠れていることがあります。

欠席したときの対応例

児童生徒が大事にされているという気持ちになるような声かけや言葉遣いに心掛ける。

- ・欠席1日目：電話連絡をする。
- ・欠席連続2日目：電話連絡もしくは手紙を書く。
- ・欠席連続3日目（累積3日目）：家庭訪問をする。不登校対応チーム（生徒指導主事・主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー等）を編成し、児童生徒の状態、背景・原因についての見立て、解決に向けた目標設定と具体的な手だてを考える。

③対応の記録：本人や保護者との対応、その反応については、記録し、校内で供覧するなど、不登校児童生徒の状況について、関係する教職員が把握していることが大切です。また、他の関係機関との連携に備えて、「不登校・不登校傾向児童生徒個票」（P.52参照）にまとめておくことも効果的です。

（3）再登校に向けた取組

児童生徒が学校に復帰、社会復帰できるように、不登校対応担当を中心に組織的な対応

①ケース会議等

ケース会議等を定期的に関き、児童生徒の不登校の状態、取組の成果と課題、新たな課題の確認、役割分担等について協議し、効果的な支援の計画を立てます。

②家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働きかけ

不登校児童生徒が学校外の施設に通う場合や家庭にいる場合であっても、学校は在籍児童生徒であることを自覚し、かかわりをもち続けるよう努めることが重要です。学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うこと等を通じて、学校の様子を伝えたり、児童生徒の生活や学習の状況を把握したりするなど、児童生徒やその保護者が必要としている支援をすることは大切です。

言葉には出さないが、学校の様子を知りたいと思う児童生徒や保護者は多くいます。言葉だけでなく、プリントや手紙など、目に見えるものを配付することも効果的です。しかし、既に終わった行事の案内等を配付することは、配慮不足になりますので気を付けたいものです。

③保健室や相談室等の教室以外の場所での対応

学校生活への適応を図っていけるよう、保健室や相談室等の教室以外の居場所を積極的に活用することも重要です。児童生徒と登校できる部屋や時間帯、会える教員や友達等、本人の気持ちを聞いて支援することが大切です。出欠に一喜一憂せず、児童生徒が今できていることを認め、自尊感情を育み、自信をもたせるようにします。安心して過ごせる場所と、そこでかわってくれる人がいることで、児童生徒の心のエネルギーは高まります。

「次は教室まで」と急がせることや、教員の配慮に欠ける言動によって、再び不登校に陥った事案もあることから、児童生徒に対する支援について、共通理解を図ることが特に大切です。

④関係機関との連携とスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の活用

不登校の解決のためには、学校からの支援に加え、その背景にある児童生徒を取り巻く環境を改善するために、関係機関と連携する必要もあります。関係機関との連携に当たっては、事前にSSWから助言をもらおうとよい場合があります。SSWは、学校だけでは対応しきれないケースについて、環境改善の視点から積極的に関係機関と連携して支援します。また、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれている状況に応じて、適切な支援体制に関する助言を受けることができます。

SSWは、石巻市・東松島市・女川町の各教育委員会に配置されていますので、ケース会議等に招集し、助言を受けるようにすると効果的です。

4 登校支援ネットワーク事業訪問指導員派遣（宮城県教育委員会）

（1）概要

宮城県教育委員会では、不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた支援の一つとして、訪問指導員（教員経験者、スクールカウンセラー経験者等）の派遣を行っています。訪問指導員は、家庭や学校に出向き、訪問指導（相談や学習支援）を行います。派遣時間は、1日当たり3時間程度です。

（2）対象児童生徒

不登校及び不登校傾向児童生徒、別室登校をしているが登校しぶりのある児童生徒

（3）その他

- ① 訪問指導員の派遣に当たっては、学校が保護者や児童生徒本人と十分に話し合い、保護者と児童生徒本人が希望していることの確認が必要です。ひきこもり状態や外部との接触を拒んでいる児童生徒を対象にすることは難しいと思われまます。
- ② 派遣申請は、所轄の教育委員会を通して行います。詳細については、東部教育事務所担当指導主事または在学青少年育成員まで連絡願います。

5 主な相談機関

相談機関と相談内容	電話番号
石巻市けやき教室 不登校	0225-22-4157
東部児童相談所 養護相談（児童虐待相談，家庭での養育困難，養子縁組等） 障害相談（肢体不自由，視聴覚障害，言語発達障害，重症心身障害，知的障害，自閉症） 非行相談（ぐ犯，触法行為等） 育成相談（性格行動，不登校，適性・しつけ）	0225-95-1121
東部保健福祉事務所 児童福祉，母子福祉，身障者・知的障害者などの福祉相談，思春期・ひきこもり相談等	0225-95-1431
総合教育センター 不登校相談ダイヤル 教育相談ダイヤル 24時間いじめ相談ダイヤル	022-784-3567 022-784-3568 0570-0-78310
子ども総合センター 子どもデイケア 社会生活適応（不登校や発達障害等）	022-784-3576
東部教育事務所専門カウンセラー 学校生活に関すること（いじめ，不登校） 人間関係に関すること（友達，異性，先輩，先生） 心の健康に関すること（不安，心配，悩み，困っていること）	0225-95-7949

Ⅲ スクールカウンセラーの活用

本資料は、「宮城県スクールカウンセラー活用事業実施要領」「宮城県スクールカウンセラー活用事業運営要項」（宮城県教育委員会）、「小学校におけるスクールカウンセラー活用の手引き（宮城県教育庁義務教育課・宮城県臨床心理士会）」等を基に、平成27年3月現在で作成しています。宮城県教育委員会等からスクールカウンセラーについて、新たな通知があった場合は、そちらを優先してください。

1 スクールカウンセラーとは

スクールカウンセラーは、児童生徒が成長する過程で起きてくる心の様々な問題に対し、先生方や保護者とともに、児童生徒を理解し、よりよい対応を考える役割として宮城県内の小学校・中学校に派遣されています。

スクールカウンセラーは、①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、助教授等の職にある者またはあった者、④スクールカウンセラーに準ずる者（大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者等）の中から、県教委が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者です。

2 スクールカウンセラーの勤務

(1) 原則として、月曜日から金曜日までの中で、1週当たり4～7時間45分、年間30日程度勤務します。

(2) 相談日及び時間については、スクールカウンセラーと配置校（市町村教育委員会）が協議の上、決定します。

- ・ 年度初めには、年間勤務回数、勤務時間等について決定しているので、スクールカウンセラーと事前の電話連絡や第1回目の訪問時に、相談日（年間勤務日程）、勤務開始時刻・終了時刻・休憩時間、通勤方法、給食の有無等について、確認し合うことが大切です。
- ・ 給食利用については、実費を徴収します。

(3) 配置校では、出勤簿を整備するとともに、関係書類を作成し所轄の市町村教育委員会の指示する日まで提出します。

①県内スクールカウンセラー、県外スクールカウンセラー

- ・ 支給調書の写し（校長印を押してあるもの）
- ・ 相談状況報告書（公印を押してあるもの）
※県外スクールカウンセラーの旅費支給調書については、スクールカウンセラー本人が義務教育課に直接提出することになっています。

②他県臨床心理士会からのスクールカウンセラー

- ・ 支給調書の写し（校長印を押してあるもの）
※相談状況報告書と旅費支給調書については、スクールカウンセラー本人が義務教育課に直接提出することになっています。

(4) スクールカウンセラーの活動は、勤務時間内で行います。

- ・ 勤務時間前に来校した場合は、勤務開始時刻までは休むよう声がけ願います。
- ・ 相談業務等で勤務終了時刻を超過した場合は、次回相談日の勤務時間を調整するなど配慮願います。
- ・ スクールカウンセラー退勤前に、その日の勤務時間について確認願います。

(5) 緊急の相談活動等で、予定していた年間勤務回数を超過しての勤務（追加派遣）が必要な場合は、所轄の教育委員会を通して、教育事務所に連絡願います。校長は、所轄の市町村教育委員会所定の書式に従い申請をします。

- ・ 予算の関係から、1月以降の連絡については追加派遣が難しいことが予想されます。1～3月分の追加派遣については、12月中に連絡願います。

(6) 予定していた相談日に訪問できない場合は、勤務日の変更等で対応します。年休が取得できるスクールカウンセラーもいますので、その場合は年休での対応も可能です。

3 スクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラーは、児童生徒が抱える問題に対して、教職員ではできない役割を担い、教育相談を円滑に進めます。

スクールカウンセラーは、配置校の校長の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行います。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、配置校において必要と認められる事項
例 ・ 校内会議等への参加
・ 教職員や児童生徒への研修や講話
・ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応 等

- ・ スクールカウンセラーは、学校内での活動を想定していることから、児童生徒宅への家庭訪問ができませんので、留意願います。

4 各カウンセラーの役割

それぞれの役割を生かして、連携、協力しながら活動を行います。

(1) 教育事務所専門カウンセラー

- ①管内の教育相談のセンター的役割
- ②小学校、中学校スクールカウンセラーからの紹介ケースへの対応（教職員、児童生徒、保護者への相談、関係機関との連携等）
- ③スクールカウンセラー研修会等での助言
- ④在学青少年育成員との学校訪問

- (2) 中学校スクールカウンセラー（中学校配置）
- ①中学校での相談業務，面接，行動観察，情報収集等
 - ②生徒の見立て（心理・発達の視点からの助言等）
 - ③校内支援体制のコーディネート
 - ④学区内小学校からの相談要請への対応
 - ⑤教育事務所専門カウンセラーや広域カウンセラーとの連携強化

- (3) 広域カウンセラー（小学校配置）
- ①小学校の相談業務，面接，行動観察，情報収集等
 - ②児童の見立て（心理・発達の視点からの助言等）
 - ③校内支援体制のコーディネート
 - ④教育事務所専門カウンセラーや中学校スクールカウンセラーとの連携強化

5 校内における教育相談活動

教育相談体制にスクールカウンセラーやスクールカウンセラー担当教員を位置付け，スクールカウンセラーの活用について共通理解を図りましょう。

- (1) スクールカウンセラー担当教員の主な役割
- ① スクールカウンセラーと教職員のつなぎ役をします。学校によっては，スクールカウンセラーが複数配置されたり，不登校対応相談員，スクールソーシャルワーカーが訪問したりするので，それぞれの役割について，調整します。
 - ② スクールカウンセラーの活動や面談の申込み方法について，児童生徒や保護者に紹介します。（便りや授業参観日などで説明するなど）
 - ③ スクールカウンセラーが不在の場合，相談申込みの調整をします。
 - ④ スクールカウンセラー相談日には，スクールカウンセラーと活動予定等の打合せをします。
 - ⑤ スクールカウンセラーとの情報交換をします。（学級担任からの情報を伝える等）
 - ⑥ スクールカウンセラーや関係する職員と相談して，ケース会議等を企画します。
 - ⑦ スクールカウンセラーと相談して，児童生徒の授業等での心理教育や，教員対象の研修会を企画します。

(2) 学校における活動例

①活動予定の確認

スクールカウンセラーとスクールカウンセラー担当教員で1日の予定を確認し合います。

- ・活動予定例（勤務時間9：30～16：30（休憩時間1時間）6時間勤務の場合）

時 間	主 な 活 動 内 容	場 所
9：30～10：00	スクールカウンセラー担当教員との情報交換	職員室
10：30～11：20	○年○組 Aさんの行動観察（授業参観）	○年○組
11：30～12：00	養護教諭と情報交換	保健室
12：00～13：00	休憩時間 給食は○年○組	○年○組他
13：00～13：30	昼休み（児童の自由来談，個人面談）	相談室
13：30～14：00	記録整理	相談室他
14：00～14：30	○年○組 Bさんの母親と面談	相談室
14：30～15：30	記録整理	相談室他
15：30～16：00	○年○組 学級担任と情報交換	職員室
16：00～16：30	スクールカウンセラー担当教員との情報交換	職員室

②スクールカウンセラー担当教員との情報交換例

- ・ スクールカウンセラー担当教員からスクールカウンセラーに伝える情報
活動予定の確認，前回訪問以降の学校や地域の様子，児童生徒・保護者の情報（関係機関での診断結果等），スクールカウンセラーにお願いしたいこと等
- ・ スクールカウンセラーからスクールカウンセラー担当教員や学級担任に伝える情報
行動観察や面談の結果からみた専門的な見立て，問題の背景や行動の意味，今後の支援方針の提案，面談等による虐待やいじめの情報等

③児童生徒の行動観察

- ・ 授業や休み時間における行動観察も大切です。スクールカウンセラーや教職員が自由に授業を参観できる環境であることが望まれます。
- ・ スクールカウンセラーの希望で気になる児童生徒の行動観察（授業参観）を行う場合は，スクールカウンセラー担当教員に相談し，関係する教職員（校長，教頭，学級担任，授業者等）から参観可能の確認をとってから教室に出向くようにします。

④相談室利用

- ・ 相談室は，相談者が安心して話ができる環境を整えることが重要です。相談している時間には，「相談中」の表示をするなど，相談者に配慮した工夫も必要です。
- ・ 相談室の利用（休み時間の利用も含めて）については，校内で共通理解を図ることが大切です。

⑤教職員や児童生徒への研修や講話

- ・ 学校の実情に合わせて、スクールカウンセラーとスクールカウンセラー担当教員が相談し、企画します（授業での心理面に関する解説、全児童生徒を対象としたカウンセリング体験、研修会での講師等）。

⑥校内会議等への参加

- ・ スクールカウンセラーには、必要に応じて職員会議やケース会議等に参加してもらい、情報を共有することも効果的です。
- ・ 会議をスクールカウンセラーの勤務時間外に設定している場合は、スクールカウンセラーと相談の上、勤務時間を調整するなど、工夫することが大切です。

⑦不登校対応相談員やスクールソーシャルワーカーとの情報交換

- ・ 同じ学校に配置されている他のスクールカウンセラーや不登校対応相談員、スクールソーシャルワーカーと情報を共有し、支援の在り方について共通理解を図ります。その際、互いの役割を明確にすることが大切です。

6 守秘義務

カウンセラーは、面談内容や個人情報を漏らしてはならないという倫理的責任を有しています。しかし、スクールカウンセリングにおいては、スクールカウンセラーのもつ情報をチーム（校内組織）全体で共有することが、よりよい支援を可能にします。そのため「集団守秘義務」という考え方で、チーム全体で守秘を徹底し、情報を有効に活用することがスクールカウンセラー、教職員双方に求められます。

7 カウンセラー緊急派遣

(1) 趣旨

学校や児童生徒にかかわる重大な事件・事故、非常災害等が発生した場合、児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行う職員として、カウンセラーを当該校に派遣します。

(2) 緊急派遣期間

原則として3日以内（派遣の可否や派遣人数等については、義務教育課の判断によります）

(3) 対象となる事件・事故、非常災害等

①小規模派遣（個への対応）

痴漢等による性的被害、いじめによる精神的な衝撃、学校職員の不祥事、不慮の事故等による保護者・兄弟の死亡

②中規模派遣（個人及び集団への対応）

不慮の事故等による児童生徒の死亡、児童生徒の事故等の発生による児童生徒の精神的な衝撃が大きい状況

③大規模派遣（個人及び集団への対応）

児童生徒の生命にかかわる重大な事件・事故により，正常な学校教育活動が機能しなくなり，保護者，地域においても混乱をきたす状況

（４）手続

- ① 事務上の手続を経てからでは，緊急派遣まで数日間を要することから，まず電話で連絡，相談，要請をします。

学校長 → 市町村教育委員会 → 教育事務所（カウンセラー担当） → 義務教育課

- ② 派遣の可否について，以下の流れで電話連絡をします。

義務教育課 → 教育事務所 → 市町村教育委員会 → 学校長

- ③ 校長は，所轄の市町村教育委員会所定の書式に従い要請依頼をします。

IV 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」シリーズの活用

1 はじめに

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、平成24年より「生徒指導リーフ」シリーズを継続して発行しています。

生徒指導に関して、

- ・みんなが理解しているようでいながら、実は十分に説明されてはこなかった事柄
- ・いざ実践をと思ったときに、間違っていないか不安になりやすい疑問点
- ・役に立つと考えて行っているにもかかわらず、成果が上がらなかつたり、弊害の大きかつたりする「似て非なる実践」の問題点
- ・きちんとした定義や、きちんとした評価が知りたい、新しい概念や手法
- ・今、学校現場が知っておきたい話題

などにスポットを当て「ピンポイントで解説や提案を行う」新しい形の生徒指導資料です。

※ データは、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html> から直接ダウンロードできます。

2 特徴

- ・ 見開きのA4判2ページに要点を示すことで、短時間で目を通すことができます。
- ・ 「ワン・ポイント・アドバイス」も参考にできます。
- ・ 年に4回程度、各3テーマずつ、順次ホームページを通じて発行されています。
- ・ 随時、改訂を行い、常に最新版がダウンロードできます。
- ・ シリーズ全体で生徒指導の全体像を理解していただける構成になっています。

3 「生徒指導リーフ」シリーズの活用の視点



<Leaf. 1>

生徒指導って、何？

「生徒指導とは何か」について、分かりやすくまとめられています。

様々な学校場面で、生徒指導の働きかけの大切さについて理解することができます。

★ワンポイント・アドバイス★

生徒指導の働きかけを意図的・計画的に行うためのアドバイスです。

<Leaf. 2>

「絆づくり」と「居場所づくり」

これからの生徒指導においては、「居場所づくり」にとどまることなく、「絆づくり」を進めていくことが重要です。

「絆づくり」と「居場所づくり」の違いについて理解することができます。

★ワンポイント・アドバイス★

教師が進める「居場所づくり」と児童生徒が進める「絆づくり」を混同しないためのアドバイスです。

<Leaf. 3>

発達障害と生徒指導

発達障害やその傾向がある児童生徒がいる学級では、「個別支援（個別指導）」に基づく対応と「集団指導」に基づく対応が求められます。

「集団指導」と「個別支援」のバランスについて考えるきっかけになります。

★ワンポイント・アドバイス★

これまでの指導を「すべての」児童生徒の目線に立って見直すためのアドバイスです。

<Leaf. 4>

いじめアンケート

いじめは、一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題です。

「いじめアンケート」を実施する目的について理解することができます。

★ワンポイント・アドバイス★

「いじめアンケート」を研究調査や検査と混同しないためのアドバイスです。

<Leaf. 5>

「教育的予防」と「治療的予防」

生徒指導の問題を防ぎ、起きないようにするためには、「教育的予防」と「治療的予防」を目的に応じて使い分けることが大切です。

「教育的予防」と「治療的予防」について理解することができます。

★ワンポイント・アドバイス★

学校の実情に合わせて、「教育的予防」と「治療的予防」を行うためのアドバイスです。

<Leaf. 6>

特別活動と生徒指導

特別活動は、教育課程における生徒指導の中核的な活動と言えます。

生徒指導を行う際に強調される3つのポイントに該当する取組が分かります。

★ワンポイント・アドバイス★

自主的、実践的な態度を育成するための場づくりのアドバイスです。

<Leaf. 7>

いじめの理解

いじめの行為自体は、違法・触法でないことが多いため、見過ごしたり見逃したりしやすいものです。

深刻ないじめに対して、正しく理解し、適切に対応するために、教職員の理解を深めることができます。

★ワンポイント・アドバイス★

「いじめに関する校内ツール」を活用した研修会のアドバイスです。

<Leaf. 8>

いじめの未然防止 I

深刻ないじめを減らしていくうえで成果を上げているのが「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。

Leaf. 2 にある「居場所づくり」について分かります。

★ワンポイント・アドバイス★

日々の授業や行事を改善する中で、いじめが生まれにくい風土を作り出すためのアドバイスです。

<Leaf. 9>

いじめの未然防止 II

深刻ないじめを減らしていくうえで成果を上げているのが「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。

Leaf. 2 にある「絆づくり」について分かります。

★ワンポイント・アドバイス★

「自己有用感」を児童生徒全員が獲得できるような集団体験を提供するためのポイントです。

<Leaf. 10>

いじめと暴力

いじめでも暴力でもすみやかな対応が重要です。

「暴力」、「暴力を伴ういじめ」、「暴力を伴わないいじめ」への対応について理解を深めることができます。

★ワンポイント・アドバイス★

いじめと暴力行為が混同されないようにするためのアドバイスです。

<Leaf. 11>

いじめの「認知件数」

平成18年度の「問題行動等調査」から、いじめの件数の呼称は、「発生件数」から「認知件数」に改められました。

いじめの定義や認知件数の見方についての理解を深めることができます。

★ワンポイント・アドバイス★

いじめの未然防止や早期対応を促す「問題行動等調査」の望ましい在り方についてのアドバイスです。

<Leaf. 12>

学校と警察等との連携

学校だけで対応しきれないと判断した場合は、警察や児童相談所等の関係機関に相談することが大切です。

警察をはじめとする関係機関等との連携の在り方を再確認することができます。

★ワンポイント・アドバイス★

警察との連携の一つの鍵である「被害届」についてのアドバイスです。

<Leaf. 13>

「学校いじめ防止基本方針」
年度当初の確認

いじめに対する未然防止の計画と早期対応の体制づくりは、学校としての柱です。

学校としての取組や対処の手順を明確にすることの必要性や大切さについて理解できます。

★ワンポイント・アドバイス★

「学校いじめ防止基本方針」の実効性を高めるためのアドバイスです。

<Leaf. 14>

不登校の予防

学校が取り組むべきことは、すべての児童生徒が学校に来ていることを楽しいと感じるような学校生活の充実です。

不登校予防にとって大切な「未然防止」と「初期対応」について、理解を深めることができます。

★ワンポイント・アドバイス★

問題や課題を抱えた児童生徒に対して、検査やスキルトレーニングを導入する前にすべきことのアドバイスです。

<Leaf. 15>

「中1ギャップ」の事実

不登校は、中1になると急増するのでしょうか？

「問題行動等調査」の結果をもとに、小学校からの連続性に注目することで、中学校の問題を解消するポイントが分かります。

★ワンポイント・アドバイス★

中学進学への不安感を解消するためのアドバイスです。

<Leaf. 16>

PDCA のCは、
「評価」か「点検」か？

「見直し」に必要なのは、期待されるほどの変容でなかった場合に、「点検(C=Check)」することです。

教師側の取組の「点検」のために実施する「評価」について、確認できます。

★ワンポイント・アドバイス★

「教師側の取組の点検」を「個々の児童生徒の点検(?)」と勘違いしないためのアドバイスです。

<Leaf. 17>

PDCA のPは、単なる「計画」か？

「計画」の段階では、前準備としての実態把握、それを踏まえた認識の共有、そして取組計画の策定、という過程を丁寧に進めていく必要があります。

「計画」の立案過程における教職員の認識共有の大切さについて確認できます。

★ワンポイント・アドバイス★

PDCAサイクルを教育実践に応用する際に、PDCAの表現を柔軟にふくらませて考えていくためのアドバイスです。

<Leaf. 18>

「自尊心」？それとも、「自己有用感」？

「褒めて(自信をもたせて)育てる」という発想よりも、「認められて(自信をもって)育つ」という発想の方が、子どもの自信が持続しやすいはずです。

社会性の基礎となる「自己有用感」について、理解を深めることができます。

★ワンポイント・アドバイス★

「自己有用感」を育むために、「褒めること」と「認めること」の違いについてのアドバイスです。

※ これら「生徒指導リーフ」シリーズの他に、「初任者教員向け生徒指導資料」もあります。

「児童(生徒)理解」をするためには何をすべきか？「授業の中で生徒指導をする」とはどういうことなのか？「ハウ・レン・ソウ(報・連・相)」はなぜ必要なのか？などについて簡潔に解説しています。

※ データは、<http://www.nier.go.jp/shido/shoninsha/index.html> から直接ダウンロードできます。

「生徒指導リーフ増刊号」シリーズ



平成25年より、従来の「生徒指導リーフ」シリーズに加え、新たに「生徒指導リーフ増刊号」が発行されています。

【特徴】

校内研修等で使いやすいように、見開きのA4判2ページ単位で編集されています。

「ワン・ポイント・アドバイス」も参考にできます。

<Leaves. 1>

いじめのない学校づくり

- ・この資料は、Part 1からPart 5までの、5つから構成されています。
- ・Part 1は、各学校が策定を求められている「学校いじめ防止基本方針」や、設置を求められている「組織」について、解説しています。
- ・Part 2～Part 4は、「学校いじめ防止基本方針」で示す必要のある「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」について、それぞれに解説しています。
- ・Part 5は、実際に各学校が策定を行っていく際の参考となるよう、おおまかな手順や流れを示してあります。
- ・各学校の策定担当者はPart 1～Part 5を参考にして、自校の状況を踏まえて案を作成していただきます。作成途中もしくは案が確定した後に、すべての教職員を対象にして自校の「学校いじめ防止基本方針」について説明する機会を設けましょう。その際、すべての教職員にPart 2～Part 4をコピーして配布し、学校に期待されている取組についての共通理解を図ることなどが考えられます。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、毎年度、すべての教職員で確認される必要があります。また、学校や地域の状況が変われば、適宜、改定していくことが望ましいと考えます。

<Leaves. 2>

いじめのない学校づくり2

「学校いじめ防止基本方針」を策定するということは、

各学校が、これまでも、毎年、策定してきた年間教育計画を、

- ・客観的に把握した、いじめ等の児童生徒の実態を踏まえた上で、
- ・全学級において学期に1回以上の未然防止の取組を実施すること、
- ・長期休業前には取組を評価するアンケート等を実施すること、
- ・長期休業中にはアンケート等の結果を踏まえて、取組や計画の点検・見直しを実施すること、…等を盛り込んで、

サイクルを意識した「行動計画」に変えていくことです。

☆方針策定までの考え方や手順については、上で紹介した『生徒指導リーフ増刊号 Leaves. 1』をご覧ください。

V 宮城県教育委員会「生徒指導関連資料」

1 「問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル」

出席停止を命じる児童生徒に、懲戒という観点から適用させるのではなく、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点等から設けられています。

出席停止制度は、いじめ等の問題行動に毅然として対応するための一方策である。暴力行為やいじめ等の問題行動を起こす児童生徒に対して、市町村教育委員会が行うこの制度は、学校教育法第三十五条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒に、懲戒という観点から適用させるのではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

一方において、出席停止を命じる児童生徒の教育を受ける権利にも配慮し、出席停止期間中の個別指導計画を策定して学習の遅れが生じないよう対応する必要がある。また、他の児童生徒に対して互いに尊重し合うことの大切さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活をよりよいものにしていこうとする意識を高める指導を行うことにより、当該児童生徒が学校や学級に円滑に復帰することができるような配慮を継続していくことも必要である。

以上の出席停止制度の趣旨を踏まえ、宮城県教育委員会では、安心して安全な学校づくりに努め、一人一人の児童生徒が充実した学校生活を送るため、各市町村教育委員会及び学校が本制度の運用を図る上で参考となる手続きや留意点等を本冊子にまとめた。

「問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル」より

※ データは、<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyoku-ijm/> から直接ダウンロードできます。

2 いじめを許さない学校づくり

(1) いじめを生まない学校づくりのために（リーフレット）

いじめを減らすためには、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組が不可欠です。

いじめの未然防止には、些細な行為が深刻ないじめへとつながらない潤いに満ちた風土をつくり出す「居場所づくり」や、児童生徒にいじめは絶対にしないという気持ちを育てる「絆づくり」の取組が必要です。

いじめの未然防止に関する認識を高め、学校全体で取り組むことができるようにするために、活用できます。

(2) いじめを許さない学校づくりのために（リーフレット）

いじめを早期に発見し、適切に対応することで、いじめを長期化、深刻化、複雑化させないことが重要です。

学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、適切に対応できる学校づくりのために、この資料を作成しました。

(3) 「いじめ対応マニュアル」改訂版

いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものです。学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、対応する必要があります。

「いじめの理解」、「いじめの早期発見（チェックポイント）」、「校内の指導体制」、「いじめの早期対応」、「いじめに関する相談機関」について、これまでの指導を振り返り、今後の指導に生かすことができます。

(4) インターネット掲示板等への書き込み削除フロー

インターネット掲示板等への書き込みによる誹謗・中傷がいじめ問題の大きな要因の一つになっています。学校としては、これらのネット上の誹謗・中傷等を削除するための流れを全教職員で共通理解し、迅速な対応ができるようにしておかなければなりません。そのために日頃から手元に置いて活用しやすい資料です。

※ データは、<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyousei-ijm/> から直接ダウンロードできます。

3 不登校への対応

(1) 不登校への対応（リーフレット）

不登校問題の解決に向けては、不登校に関する正しい情報や知識を得た上で、早期に適切な対応をすることが大切です。

学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、不登校に対する正しい認識をもち、取組の一層の強化や改善に役立てるために活用できます。

※ データは、<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyousei-kkr/mkk-hutoukoutaiou.html> から直接ダウンロードできます。

(2) 不登校対策チェックシート

（ワード版と一太郎版があり、ダウンロードできます。）

「不登校を生まない未然防止」、「不登校を生まない初期対応」、「再登校に向けた自立支援」の3種類のチェックシートがあります。それぞれ5つの視点で取組を振り返り、今後の対応策を考えるために活用できます。

※ データは、<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyousei-kkr/mkk-hutoukou.html> から直接ダウンロードできます。

(3) 不登校・不登校傾向児童生徒個票・指導の記録参考例

（ワード版と一太郎版があり、ダウンロードできます。）

校内で情報や指導の方向性を共通理解するための参考例です。校内で、共通様式がない場合には、この資料をもとに、自校化を図り、児童生徒の指導に活用できます。

※ データは、<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyousei-kkr/mkk-hutoukou.html> から直接ダウンロードできます。

